取 引 に 係 る 誓 約 書

　当社（当法人）は、国立大学法人浜松医科大学との取引に関して、信義則に従い、法令・社会規範及び国立大学法人浜松医科大学会計規則はじめとする貴学取引（契約）関連の規程・基準等を遵守し、また、別紙の「取引に係る注意事項」に関しても内容を理解し承諾し、一切の不正、不適切な取引及び貴学に対して損害を与える取引を行わないことを誓約します。

　なお、当社（当法人）が本誓約に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含む、貴学の規程に基づく処分を受け入れます。

　　令和　　年　　月　　日

　　　国立大学法人浜松医科大学　理事　　殿

　　　　　　　　　　　　　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　（社名等）

　　　　　　　　　　　　　（代表者役職・氏名）　　　　　　　　　　　　㊞

**取引に係る注意事項**

　国立大学法人浜松医科大学の行う取引に関しては、信義則に従い、法令等・社会規範及び本学規程等に従い、適法・適切かつ環境配慮及び経費削減等に配慮した取引が行われるよう、下記の各注意事項を承諾のうえ、誓約書を提出してください。

①　法令等の遵守

　　Ⅰ　贈賄・談合等の法令に反する行為が生じることがないようにしてください。

　　Ⅱ　本学の規程等を十分に理解したうえで遵守して取引を行ってください。

　　Ⅲ　第三者から本学教職員との癒着が疑われるような行為は慎んでください。

②　不正経理及び不正納品

　　Ⅰ　預り金は不正経理とします。

　　Ⅱ　納品・検収後の持ち帰りは不正納品とします。

　　Ⅲ　納品物品の反復使用（同じ物品で何度も検収を受ける）は不正納品とします。

　　Ⅳ　取引事実と異なる納品書等の提出は不正経理とします。

　　Ⅴ　検収及び請求終了後に、返品等の物品の所有権の変動があった場合は速やかに契

約担当部署に連絡してください。連絡を怠った場合、事情によっては不正経理とし

ます。

③　協力関係

　　Ⅰ　本学教職員から取引に関して不正・不適切な要望があった場合には、当該要望を

拒否し、本学監査室へ通報してください。

　　Ⅱ　本学教職員及び他社等の不正・不適切な取引の事実を知った場合には、本学監査

室に通報してください。

　　Ⅲ　本学が取引に関して事実関係を調査する必要が生じた際には、取引記録に係る帳

簿等の提供など協力してください。

④　環境配慮及びコスト削減

　　Ⅰ　本学へ納品する物品等に関しては、法令等に基づき環境配慮に優れたものを提案

してください。

　　Ⅱ　本学へ納品する物品等に関しては、高品質かつ安価な調達ができるように提案し

てください。

⑤　その他

　　Ⅰ　本学では、原則として契約担当部署の事務職員が発注を行います。ただし、講座

の研究費については1取引が50万円未満の場合に教員発注が認められている場合

があります。そのため、50万円以上の発注が教員（現場）から出てきた場合及び講

座の研究費以外の予算で発注が教員（現場）から出てきた場合には契約担当部署に

連絡してください。

取引に係る誓約書の提出について（依頼）

　標記の件に関して、本学では取引を開始するにあたり下記のとおり誓約書の提出をお願いしています。趣旨をご理解のうえお手数をおかけしますがご協力をお願いいたします。

記

提出を求める趣旨

文部科学省において、昨今の公的研究費の不正事案が社会問題となったことから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正（平成２６年２月１８日付け）されました。

この中で、大学をはじめとする研究機関等に対し、取引業者のみなさまからも不正に関与しないこと等を盛り込んだ誓約書の提出を求めるように要請されています。

つきましては、本学においては、取引をする業者のみなさまに別紙「取引にかかる誓約書」の提出をお願いするものです。

　提出方法

担当者宛に持参もしくは郵送してください。